

福祉相談AI活用事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、福祉相談AI活用事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る事業者の選定を、公募型プロポーザル（企画提案）方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

（1）業務の目的

本業務では、現在は紙ベースで運用されている相談・支援・情報共有までの一連の業務をタブレット端末、クラウドサービスやAIなどのデジタルソリューションを導入・活用することにより、相談員の作業負担軽減を図りながら、人員数に制約がある中においても、住民が充実した相談支援サービスを受けられるようにすることを目的とする。

本事業は国の「新しい地方経済・生活環境交付金（デジタル実装型）」の採択が決定しており、当交付金獲得に向けて県が作成したデジタル実装型実施計画に適合する必要があるため留意すること。また、県が様々な課題に対して、ビッグデータやAI、IoTなどのデジタル技術を活用した行政サービスの提供に向け業務改革を行う2025年度DX推進プロジェクトに位置付けられている。

（2）事業の内容

契約書及び仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 応募資格

プロポーザルを提出することができる者は、次に掲げる者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （3）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （5）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- （6）Pマーク（プライバシーマーク）またはISMSを取得している者であること。

5 委託料

23,029,534 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

6 応募方法等

(1) 提出書類

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

①プロポーザル提出書（様式第1号）

②企画提案書（任意様式。但し、次の事項を盛り込むこと）

- ・業務実施方針（業務のトータルコンセプト）
- ・業務内容（仕様書の各要件に沿うこと。）
- ・具備することが望ましい要件・機能
- ・スケジュール
- ・業務体制
- ・同種・類似業務の実績

※提案書のページ数は上限 30 ページまでとする。必要に応じて、概要版を作成すること。

③見積書（任意様式）

- ・別添仕様書の業務内容の費用ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

④資格要件に係る申立書（様式第2号）

⑤会社概要（会社案内、パンフレット等）

⑥P マーク（プライバシーマーク）又は ISMS を取得していることを証明する資料

(2) 提出期限

令和7年8月4日(月)午前10時必着

(3) 提出先

茨城県 福祉部 福祉人材・指導課 保護グループ 担当：高木、平山

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-3164

FAX：029-301-3179

E-mail：fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 提出方法

メール(電子データ)に限る。

なお、提出した場合は、電話で送付確認を行うこと。

7 質問の受付および回答

(1) 受付期限

令和7年7月25日(金)午後5時まで

(2) 提出先

茨城県 福祉部 福祉人材・指導課 保護グループ 担当：高木、平山

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-3164

FAX：029-301-3179

E-mail : fukushi2@pref. ibaraki. lg. jp

(3) 提出方法

質疑書（様式第3号）をメールにより送付すること。

なお、提出した場合は、電話で送付確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月30日(水)までに電子メールにより回答する。

8 審査

(1) 審査方法及び結果の通知

プロポーザルの参加に要求される資格要件に係る申立書を審査し、適合している企画提案者より提出された企画提案書について、担当部局内に設置した審査会において審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けないが、不採用通知を受けた者は通知を受けた日から起算して5日以内に書面により、不採用の理由について説明を求めることができる。

(2) 審査基準

大項目	小項目	審査項目
企画力	本業務の理解度	本業務の基本的な考え方及び位置づけが適切に理解されているか
	仕様書	仕様書の各要件に対する提案が過不足なく具体的に記載されているか
	方針	仕様書の「第4章作業要件「6. 具備することが望ましい要件・機能」」に記載の項目について提案しているか
	実現可能性	本業務の実施方法等、方針が明確にされているか
実行力	スケジュール	スケジュールが効率的かつ妥当であるか
	業務体制	本提案を実現する人員体制は十分確保されているか
	対応力	進捗管理及び相談対応等、県と連携した対応が可能か
	実績	類似事業を国・地方公共団体等から受託した実績があるか
経済性	見積額の妥当性	提案内容に照らし、見積提示額が妥当であるか

9 受託候補者選定後の手続

(1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。

(2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。

(3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案者は、当該提案について、プレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和7年8月8日（金）とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (7) 企画提案書を提出後、本公募の参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第4号）をメール(電子データ)で6（3）の担当部局に提出すること。なお、提出した場合は、電話で送付確認を行うこと。
- (8) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (9) 契約書の作成を要する。
- (10) 契約の相手方は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。